

議案第112号

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p>第4条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」とい</p>	<p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）</p> <p>第4条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」とい</p>

う。)第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護

(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第4条から第25条まで、第26条第1項、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条並びに附則第2条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。) 附則第2条から第5条まで(これらの規定のうち指定地域密着型介護予防サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。)

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護

(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第43条から第60条まで、第62条、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条、第28条の2、第31条から第39条

う。)第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護

(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第4条から第25条まで、第26条第1項、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条並びに附則第2条

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護

(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第43条から第60条まで、第62条、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条、第31条から第36条まで、第37条

まで（第37条第4項を除く。）並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）

指定地域密着型介護予防サービス基準第69条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに附則第8条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第58条の2及び第60条並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

（管理者の責務）

第5条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（第4項を除く。）、第38条及び第39条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第3条

- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）

指定地域密着型介護予防サービス基準第69条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに附則第8条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条第1項、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条、第56条、第58条の2及び第60条

（管理者の責務）

第5条 [同左]

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護
指定地域密着型介護予防サービス基準第
11条から第25条まで、第27条から第39条
まで、第40条第1項、第41条及び第42条
並びに令和3年改正省令附則第2条から
第5条まで

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護予防サービス基準
第49条から第60条まで、第62条、第63条
第1項及び第65条から第68条まで並びに
指定地域密着型介護予防サービス基準第
64条において準用する指定地域密着型介
護予防サービス基準第11条から第15条ま
で、第21条、第23条、第24条、第28条、
第28条の2、第31条から第39条まで（第
37条第4項を除く。）並びに令和3年改正
省令附則第2条から第5条まで

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介
護 指定地域密着型介護予防サービス基
準第74条から第83条まで、第84条第1項
及び第86条から第89条まで並びに指定地
域密着型介護予防サービス基準第85条に
おいて準用する指定地域密着型介護予防
サービス基準第11条、第12条、第14条、
第15条、第23条、第24条、第28条の2、
第31条から第34条まで、第36条から第39
条まで（第37条第4項及び第39条第5項
を除く。）、第56条、第58条の2及び第60
条並びに令和3年改正省令附則第2条か
ら第4条まで

（電磁的記録等）

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護
指定地域密着型介護予防サービス基準第
11条から第25条まで、第27条から第39条
まで、第40条第1項、第41条及び第42条

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
指定地域密着型介護予防サービス基準
第49条から第60条まで、第62条、第63条
第1項及び第65条から第68条まで並びに
指定地域密着型介護予防サービス基準第
64条において準用する指定地域密着型介
護予防サービス基準第11条から第15条ま
で、第21条、第23条、第24条、第28条、
第31条から第36条まで、第37条（第4項
を除く。）、第38条及び第39条

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介
護 指定地域密着型介護予防サービス基
準第74条から第83条まで、第84条第1項
及び第86条から第89条まで並びに指定地
域密着型介護予防サービス基準第85条に
おいて準用する指定地域密着型介護予防
サービス基準第11条、第12条、第14条、
第15条、第23条、第24条、第31条から第
34条まで、第36条、第37条（第4項を除
く。）、第38条、第39条、第56条、第58条
の2及び第60条

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事 [新設]

業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定地域密着型介護予防サービス基準第90条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

(1) 第4条第1号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分

(2) 第4条第2号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分

(3) 第4条第3号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第75条第1項及び指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者

及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等（指定地域密着型介護予防サービス基準第90条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

第8条～第10条 [略]

第7条～第9条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。